

証券コード 3926
2024年6月7日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目17番7号
株式会社 オープンドア
代表取締役社長 関 根 大 介

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第27回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.opendoor.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「オープンドア」又は証券コードに「3926」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の議決権行使についてのご案内に従って、2024年6月25日（火曜日）午後7時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第27期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
案 補欠監査役2名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類等の電子提供措置事項については、前記各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項の記載を含む書面をお送りしております。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面からも記載を省略することとしておりますので、当該書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

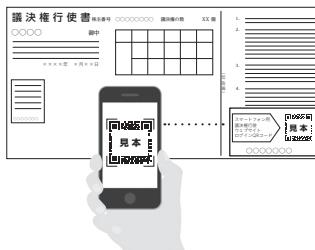
電子提供措置事項に関して修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により緩やかな回復基調ではありますが、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動などにより先行きは依然として不透明な状況にあります。

海外レジャー旅行市場に関しては、円安による旅行費用の高騰及び世界的な物価の高止まり等の影響を受けたものの、旅行需要は回復傾向で推移しました。また、国内レジャー旅行市場に関しては、政府の観光需要喚起策「全国旅行支援」の終了及び旅行費用の高止まりを含む物価高等の影響を受け、旅行需要の回復ペースは鈍化して推移しました。

このような状況のもと、当社の旅行関連事業におきましては、ユーザー利便性向上のためのシステム開発及びブランド認知率の向上のためのプロモーションに努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,561,009千円（前期比24.6%増）、営業損失は181,284千円（前期は52,108千円の営業損失）、経常損失は164,949千円（前期は1,695千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は170,164千円（前期は44,659千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年3月期)	第 25 期 (2022年3月期)	第 26 期 (2023年3月期)	第 27 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	1,122,453	1,201,541	2,055,457	2,561,009
経 常 損 失 (△)(千円)	△708,722	△541,434	△1,695	△164,949
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	△652,160	△544,801	△44,659	△170,164
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△21.03	△17.57	△1.44	△5.49
総 資 産 (千円)	6,696,074	5,368,341	6,403,286	5,663,370
純 資 産 (千円)	6,210,237	5,087,365	5,668,927	5,111,675
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	200.07	163.71	182.41	164.36

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 24 期 (2021年3月期)	第 25 期 (2022年3月期)	第 26 期 (2023年3月期)	第 27 期 (当事業年度) (2024年3月期)
売 上 高(千円)	1,115,876	1,197,084	2,005,704	2,412,072
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△625,678	△502,100	5,799	△222,232
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△609,777	△524,759	△36,960	△196,014
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△19.66	△16.92	△1.19	△6.32
総 資 産 (千円)	6,638,129	5,305,911	6,281,938	5,453,693
純 資 産 (千円)	6,168,835	5,066,005	5,655,265	5,072,164
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	198.74	163.02	181.97	163.09

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ホテルスキップ株式会社	86,000千円	100%	ホテル・航空券の予約、手配、販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

旅行業界は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況乗り越えたものの、旅行費用の高止まりや円安等のマクロ要因による影響から、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループといたしましては、このような状況下においても継続的な成長を遂げられるよう、既存事業の競争力をさらに高め、かつ新規事業分野への取り組みを進めることにより、ターゲット市場を拡大し、さらなる収益機会拡大・収益力強化を図ってまいります。

そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① 既存事業の展開

当社グループが運営するサイト「トラベルコ」は、海外旅行及び国内旅行に関連する様々なコンテンツを提供しております。サービス機能の強化や新メニューの開発等への投資を継続することで、常にコンテンツ量の拡大及び質の向上を図ることにより、新たなユーザーの獲得を目指してまいります。

② ブランドの知名度向上

当社グループが提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービスの知名度やブランド価値の向上が不可欠であると考えております。また、当社グループの事業を支える優秀な人材の獲得や他社とのより良い提携関係構築のためにも、当社グループは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

③ インバウンド対応を含めた海外向け事業の強化拡大

インバウンド需要をはじめとする世界的な旅行需要は回復傾向が続いております。当社グループでは、このような状況に対応するため、当社グループが提供する旅行比較サイトの多言語化展開を推進し、日本国外のユーザーに対して充実した旅行情報サービスを提供することによって、訪日外客のみならず、海外から海外への旅行を企図するユーザーの取り込みを図ってまいります。

④ 新サービス及び新規事業の展開

多様化するユーザーのニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。旅行比較サイト「トラベルコ」における新メニュー、旅行会社向けサポートシステム及び伝統工芸作品紹介サイト「GALLERY JAPAN」の開発等、国内・海外向け事業を問わず、新規事業の発掘、展開及び早期の収益化に取り組み、当社グループの事業基盤をより強固なものとするよう努めてまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社グループは、競争の激しいインターネット市場において継続的に成長を遂げるべく、新しい技術・事業モデルへの対応を継続的に行うことが重要な課題であると認識しております。インターネット市場においては、生成AI等の技術革新が絶え間なく行われており、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境のもとで当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であり、常に先端技術の探求と普及に努め最適な商品やサービスを提供してまいります。

⑥ 人材の確保及び育成

当社グループは、技術革新と市場の拡大が同時進行しているインターネット市場においては従業員の数及び質が競争力を左右する大きな要因であり、優秀な人材の採用及び継続的な育成が重要な課題であると認識しております。引き続き人材の採用や教育に注力するとともに、働き甲斐のある職場環境の構築に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
旅行関連事業	旅行比較サイト「トラベルコ」 多言語旅行比較サイト「Travelko」の運営

(6) **主要な営業所** (2024年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都港区赤坂二丁目17番7号
営 業 所	大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目3番13号

② 子会社

ホ テ ル ス キ ッ プ 株 式 会 社	東京都港区赤坂二丁目17番7号
--------------------------	-----------------

(7) **使用人の状況** (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
186 (12) 名	5名減 (2名増)

(注) 使用人数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
177 (10) 名	6名減 (1名増)	37.4歳	6.7年

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 122,400,000株
- ② 発行済株式の総数 31,260,000株
- ③ 株主数 14,291名 (うち単元未満株主数2,098名)
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
関根大介	15,991,000株	51.56%
株式会社ザ・パス・インベストメント	1,740,000株	5.61%
株式会社CHINTAI	1,598,000株	5.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	992,400株	3.19%
佐藤茂	690,000株	2.22%
李炳燦	249,700株	0.80%
中山武志	180,000株	0.58%
DAICHI WAKABAYASHI (常任代理人みずほ証券株式会社)	130,000株	0.41%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	109,000株	0.35%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	97,500株	0.31%

- (注) 1. 当社は、自己株式を246,470株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 根 大 介	
取 締 役	鈴 木 秀 明	管理本部長 ホテルスキップ株式会社 取締役
取 締 役	中 野 正 治	事業本部長
取 締 役	清 水 淳 子	みどり共同法律事務所 弁護士
取 締 役	井 植 敏 彰	塩屋土地株式会社 代表取締役社長 URA株式会社 代表取締役社長
取 締 役	高 田 剛	株式会社マルエツ 社外監査役 東プレ株式会社 社外取締役 和田倉門法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社IP DREAM 社外取締役 ノーリツ鋼機株式会社 社外取締役監査等委員・指名報酬委員長
常 勤 監 査 役	林 房 雄	ホテルスキップ株式会社 監査役
監 査 役	松 田 道 春	松田公認会計士事務所 所長 株式会社サイゼリヤ 社外取締役監査等委員
監 査 役	宮 本 康 平	宮本公認会計士事務所 代表 株式会社農業総合研究所 社外取締役

- (注) 1. 取締役清水淳子氏、取締役井植敏彰氏及び取締役高田剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松田道春氏及び監査役宮本康平氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役林房雄氏、監査役松田道春氏及び監査役宮本康平氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役林房雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・監査役松田道春氏及び監査役宮本康平氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役清水淳子氏、取締役井植敏彰氏、取締役高田剛氏、監査役松田道春氏及び監査役宮本康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の役員の変動は次のとおりであります。
- ・2023年6月23日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって、原口純氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
 - ・2023年6月23日開催の第26回定時株主総会において、宮本康平氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 監査役松田道春氏は、2023年11月20日付でマニー株式会社の社外取締役を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役3名及び社外監査役2名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役であり、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されないこととなっております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	103,177 (8,400)	102,672 (8,400)	— (—)	505 (—)	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,808 (6,300)	14,808 (6,300)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	117,985 (14,700)	117,480 (14,700)	— (—)	505 (—)	10 (6)

- (注) 1. 上表には、2023年6月23日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 3. 非金銭報酬等の総額は、ストック・オプション報酬として割り当てた新株予約権に係る当該事業年度における費用計上額であります。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役に対する報酬は、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、金銭報酬として年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名です。

また、2020年6月22日開催の第23回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、上記金銭報酬とは別枠で、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内において30,000千円の範囲内で、新株予約権を割り当てることについてご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は3名です。

当社の監査役に対する報酬は、2020年6月22日開催の第23回定時株主総会において、金銭報酬として年額50,000千円以内とすることをご承認いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会の答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該決定方針と整合していることや、報酬等の内容等について当該決定方針と整合するものとして指名・報酬委員会の答申を尊重し決定されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a 取締役の報酬等のうち、業績連動報酬等及び非金銭報酬等のいずれでもないもの（固定金銭報酬）の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内と定められているところ、取締役の個人別の固定金銭報酬については、代表取締役及び社外取締役からなる指名・報酬委員会の答申を受けた上で、各取締役の実績、職責、使用人分給与とのバランス等を考慮し、その額を決定する。

- b 非金銭報酬等がある場合の当該非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくはその算定方法の決定に関する方針

取締役の非金銭報酬等については、2020年6月22日開催の定時株主総会において、固定金銭報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対して、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内において30,000千円の範囲内で、当該株主総会決議に定められた内容の新株予約権を割り当てることについて承認されているところ、当社が非金銭報酬等として交付する新株予約権の内容は、当該株主総会決議に定められた内容の新株予約権とし、当該新株予約権についての取締役の個人別の付与の有無及び付与する場合の付与数については、各取締役の職責及び業務内容、期待する役割、経営環境等を踏まえ、更にはインセンティブを付与すべき必要性等を考慮して、取締役会において決定する。

- c 固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の固定金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の割合については、固定金銭報酬を原則とし、経営環境等を踏まえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合には、新株予約権を追加して付与するものとし、具体的な割合については、経営環境等の状況に応じて変動し得るため、予め定めないこととする。

- d 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定金銭報酬については、在任中毎月定額を支払うものとする。

非金銭報酬等については、在任中に経営環境等をふまえ非金銭報酬等によるインセンティブ付与の必要性が認められる場合に、各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に、取締役会の決定により、随時新株予約権を付与する。

- e 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときの決定事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名または当該株式会社における地位及び担当
代表取締役社長

(2) 上記(1)の者に委任する権限の内容
取締役の個人別の固定金銭報酬額の決定

(3) 上記(1)の者により上記(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

代表取締役及び社外取締役からなる任意の指名・報酬委員会を設置し、当該指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定する。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長関根大介に対し各取締役の固定金銭報酬の額の決定を委任しております。委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当する職責に応じた評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

ホ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役清水淳子氏は、みどり共同法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役井植敏彰氏は、塩屋土地株式会社の代表取締役社長、URA株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役高田剛氏は、株式会社マルエツの社外監査役、東プレ株式会社の社外取締役、和田倉門法律事務所の代表パートナー弁護士、株式会社IP DREAMの社外取締役、ノーリツ鋼機株式会社の社外取締役監査等委員・指名報酬委員長であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役松田道春氏は、松田公認会計士事務所の所長、株式会社サイゼリヤの社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・ 監査役宮本康平氏は、宮本公認会計士事務所の代表、株式会社農業総合研究所の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 清水 淳子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営及びコンプライアンスに関する確かな助言をいただきました。また、指名・報酬委員会においては、独立した立場から意見を述べていただいております。取締役の職務の適正性の確保に寄与していただきました。
取締役 井植 敏彰	当事業年度に開催された取締役会17回中16回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に幅広い経営的視点から、当社の事業運営に関する確かな助言をいただきました。また、指名・報酬委員会においては、独立した立場から意見を述べていただいております。取締役の職務の適正性の確保に寄与していただきました。
取締役 高田 剛	当事業年度に開催された取締役会17回中15回に出席いたしました。出席した取締役会において、主に弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営及びコンプライアンスに関する確かな助言をいただきました。また、指名・報酬委員会においては、独立した立場から意見を述べていただいております。取締役の職務の適正性の確保に寄与していただきました。
監査役 松田 道春	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役 宮本 康平	2023年6月23日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(注) 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,210,155	流動負債	338,353
現金及び預金	2,626,415	買掛金	98,982
売掛金及び契約資産	404,212	未払法人税等	19,005
未収還付法人税等	17,711	その他	220,365
その他	161,855	固定負債	213,341
貸倒引当金	△39	繰延税金負債	170,741
固定資産	2,453,214	資産除去債務	40,400
有形固定資産	58,548	その他	2,200
建物	440	負債合計	551,694
工具、器具及び備品	58,107	(純資産の部)	
無形固定資産	1,663	株主資本	4,710,494
投資その他の資産	2,393,002	資本金	648,292
投資有価証券	2,066,450	資本剰余金	473,388
繰延税金資産	9,689	利益剰余金	3,606,458
その他	316,862	自己株式	△17,644
資産合計	5,663,370	その他の包括利益累計額	386,872
		その他有価証券評価差額金	386,872
		新株予約権	14,308
		純資産合計	5,111,675
		負債純資産合計	5,663,370

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,561,009
売上原価	886,094
売上総利益	1,674,915
販売費及び一般管理費	1,856,200
営業損失	181,284
営業外収益	
受取利息	0
為替差益	997
保険配当金	0
助成金収入	5,329
還付消費税等	9,967
その他の	39
経常損失	164,949
税金等調整前当期純損失	164,949
法人税、住民税及び事業税	15,031
法人税等調整額	△9,816
当期純損失	170,164
親会社株主に帰属する当期純損失	170,164

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,021,081	流動負債	170,387
現金及び預金	2,534,592	買掛金	28,330
売掛金及び契約資産	308,952	未払金	62,568
未収還付法人税等	17,711	未払費用	40,604
前払費用	80,870	未払法人税等	7,755
関係会社短期貸付金	70,000	契約負債	1,756
その他	8,993	預り金	12,022
貸倒引当金	△39	株主優待引当金	17,349
固定資産	2,432,612	固定負債	211,141
有形固定資産	58,548	繰延税金負債	170,741
建物	440	資産除去債務	40,400
工具、器具及び備品	58,107	負債合計	381,529
無形固定資産	1,663	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,386	株主資本	4,670,983
電話加入権	276	資本金	648,292
投資その他の資産	2,372,400	資本剰余金	473,388
投資有価証券	2,066,450	資本準備金	472,036
関係会社株式	0	その他資本剰余金	1,352
差入保証金	135,401	利益剰余金	3,566,947
長期前払費用	6,583	その他利益剰余金	3,556,947
保険積立金	161,964	繰越利益剰余金	3,566,947
その他	2,000	自己株式	△17,644
資産合計	5,453,693	評価・換算差額等	386,872
		その他有価証券評価差額金	386,872
		新株予約権	14,308
		純資産合計	5,072,164
		負債純資産合計	5,453,693

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,412,072
売上原価	855,571
売上総利益	1,556,500
販売費及び一般管理費	1,785,333
営業損失	228,832
営業外収益	
受取手数料	1,200
受取利息及び受取配当金	372
為替差益	771
保険配当金	0
助成金収入	4,239
その他	17
経常損失	222,232
特別利益	
関係会社貸倒引当金戻入額	30,000
税引前当期純損失	192,232
法人税、住民税及び事業税	3,782
当期純損失	196,014

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社オープンドア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オープンドアの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オープンドア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

株式会社オープンドア
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 浩之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 藤井 淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オープンドアの2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月24日

株式会社 オープンドア 監査役会
常勤監査役 林 房 雄 ㊟
社外監査役 松 田 道 春 ㊟
社外監査役 宮 本 康 平 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者小堀聡氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者本橋義郎氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

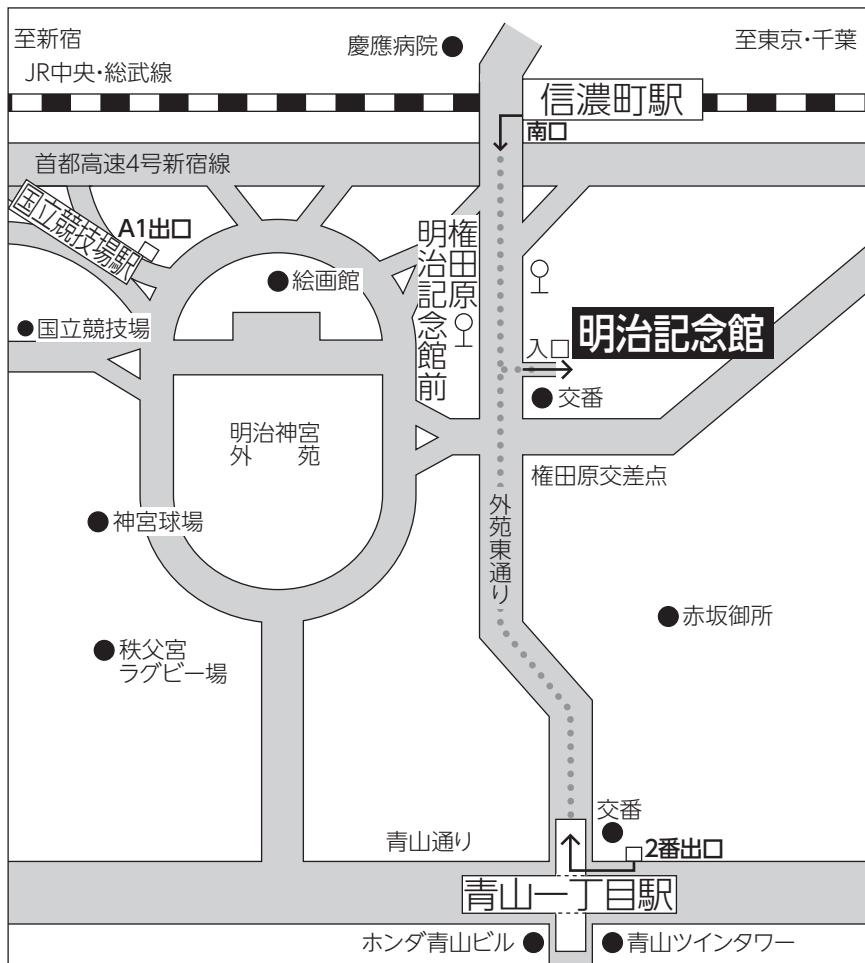
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
1	小 堀 聡 (1982年3月4日)	2009年1月 税理士法人MK会計入所 2011年12月 柏谷道正公認会計士事務所入所 2016年11月 当社入社 2023年4月 当社経理・財務部課長就任 (現任)	0 株
	【選任理由】 小堀聡氏は、当社経理・財務部において経理業務に従事しており、豊富な経験、実績、見識を有しております。これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		
2	本 橋 義 郎 (1984年11月10日)	2007年12月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2013年8月 公認会計士登録 2022年2月 史彩監査法人入所 2022年7月 同パートナー就任 (現任)	0 株
	【選任理由】 本橋義郎氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 本橋義郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、本橋義郎氏の選任が承認可決され、かつ社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者が会社の役員として行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た場合や法令、規則又は取締役会規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合を除く）。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 本橋義郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 2階 鳳凰の間
TEL 03-3403-1171



■交通のご案内

JR中央・総武線 信濃町駅より 徒歩約5分
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅
2番出口より 徒歩約10分
地下鉄大江戸線 国立競技場駅
A1出口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。